

9月7日(日)は

投票時間 7時～18時

茨城県知事・県議会議員補欠選挙の投票日です

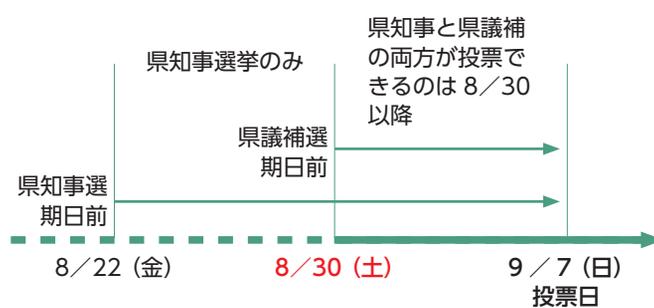
茨城県知事選挙は8月21日（木）に、県議会議員取手市選挙区補欠選挙は8月29日（金）にそれぞれ告示され、9月7日（日）に投票が行われます。県議補選挙は、1人の欠員を補うために実施されます。投票は7時から18時まで、市内54カ所の投票所で行います。私たち県民の意見を県政に反映させる大切な選挙です。棄権せず、必ず投票しましょう。

また、二つの選挙は期日前投票の開始日が異なり、両方投票ができるのは8月30日（土）からとなりますので注意してください（右図参照）。

☎ 市選挙管理委員会（総務課内） ☎ 内線 1121

茨城県知事・県議会議員補欠選挙 市特集ページ

当日の案内など、詳細は市の特集ページも併せてご覧ください。



◆二つの期日前投票開始日の関係

二つの選挙で期日前投票の開始日が異なります。8月30日（土）以降は両方の期日前投票を行うことができます。詳細は4ページをご覧ください。

投票できる方

国籍	日本国民である方
年齢	平成19年9月8日までに生まれた方（投票日時点で満18歳以上）
住所	令和7年6月1日までに取手市に転入の届出をした方で、令和7年9月1日現在引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方
その他	令和7年9月7日現在、公職選挙法の規定による選挙権の停止を受けていない方

住所を変更した方は

- ①市内で住所を変更
令和7年7月31日以降に転居の届出をした方は、前の住所地の投票所で投票してください。
- ②県内の他市町村から取手市へ
令和7年6月2日以降に県内の他市町村から転入した方で、転入前の市町村の選挙人名簿に登録されている方は、転入前の市町村で投票することができます。事前に転入前の市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ③取手市から県内の他市町村へ
令和7年5月7日以降に取手市から他市町村に転出した方で、取手市の選挙人名簿に登録されている方は、取手市で投票することができます。事前に市選挙管理委員会にお問い合わせください。

※②・③の方は投票時に証明書を提示するか、投票所での確認が必要です。

- ▶ 証明書を持参 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を戸籍担当課（取手市は市民課、藤代総合窓口課、取手支所）で無料で発行します。現・旧どちらの住所地でも発行できます。
- ▶ 投票所で確認 受付で申し出てください。（確認のため、投票所ですばらくお待ちいただきます。）

投票所入場整理券を発送しました

投票所入場整理券は、8月14日（木）以降に皆さんの住所地へ順次発送しています。

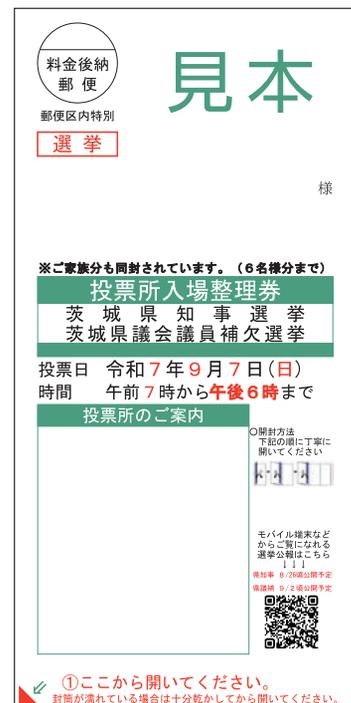
入場整理券には、1通に同一世帯6人まで記載され、宛先には世帯主の氏名が表示されています。投票の際は各自切り離してお持ちください。

入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所受付で申し出てください。

◎入場整理券の再発行はしません

入場整理券が届かない、紛失したなどの理由で投票所が分からない場合は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

3回はがします
濡れている場合は、十分に乾かしてから開いてください



期日前投票が両方できるのは8月30日(土)から（詳細は4ページに記載）